

議案第25号

令和7年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について

令和7年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年11月28日 提出
木曾広域連合長 向井裕明

令和7年 月 日 決
木曾広域連合議会議長 永井嘉男

令和7年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（木曾広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 木曾広域連合職員の給与に関する条例（平成17年木曾広域連合条例第22条）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案		現 行	
<p>（通勤手当の額）</p> <p>第24条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる職員 次の表に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、支給単位期間につき、当該区分に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して連合長が定める職員にあっては、その額から、その額に連合長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>		<p>（通勤手当の額）</p> <p>第24条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる職員 次の表に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、支給単位期間につき、当該区分に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して連合長が定める職員にあっては、その額から、その額に連合長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	
自動車等を使用する距離	額	自動車等を使用する距離	額
片道2キロメートル未満	0円	片道2キロメートル未満	0円
片道2キロメートル以上5キロメートル未満	2,000円	片道2キロメートル以上5キロメートル未満	2,000円
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円

メートル未満	
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
片道60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
片道80キロメートル以上	52,700円

(3) (略)

2 (略)

(宿日直手当)

第34条 (略)

2 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき4,700円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で連合長が定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。ただし、その勤務した時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額とする。

3 (略)

(期末手当の額)

第40条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号

メートル未満	
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
片道60キロメートル以上65キロメートル未満	31,600円
片道65キロメートル以上70キロメートル未満	33,400円
片道70キロメートル以上75キロメートル未満	35,200円
片道75キロメートル以上80キロメートル未満	37,000円
片道80キロメートル以上	38,800円

(3) (略)

2 (略)

(宿日直手当)

第34条 (略)

2 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる宿日直勤務1回につき、当該各号に定める額（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で連合長が定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。ただし、その勤務した時間が5時間未満の場合は、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 木曾寮における宿直勤務 4,700円

(2) 前号に規定する宿直勤務以外の宿日直勤務 4,400円

3 (略)

(期末手当の額)

第40条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

3～5 (略)

第41条～第43条 (略)

(勤勉手当の額)

第44条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が連合長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

2 及び 3 (略)

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

3～5 (略)

第41条～第43条 (略)

(勤勉手当の額)

第44条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が連合長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

2 及び 3 (略)

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

職員 の区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
----------	----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

分	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200

40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		

80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					

	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

第2条 木曾広域連合職員の給与に関する条例（平成17年木曾広域連合条例第22条）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案		現 行	
<p>(通勤手当の額)</p> <p>第24条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる職員 次の表に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、支給単位期間につき、当該区分に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して連合長が定める職員にあっては、その額から、その額に連合長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>		<p>(通勤手当の額)</p> <p>第24条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる職員 次の表に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、支給単位期間につき、当該区分に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して連合長が定める職員にあっては、その額から、その額に連合長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	
自動車等を使用する距離	額	自動車等を使用する距離	額
片道2キロメートル未満	0円	片道2キロメートル未満	0円
片道2キロメートル以上5キロメートル未満	2,000円	片道2キロメートル以上5キロメートル未満	2,000円
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円

片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
片道60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
片道80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
片道85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
片道90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
片道95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
片道100キロメートル以上	66,400円

(3) (略)

2 (略)

(期末手当の額)

第40条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、100分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
片道60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
片道80キロメートル以上	52,700円

(3) (略)

2 (略)

(期末手当の額)

第40条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

<p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第41条～第43条 (略)</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第44条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が連合長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の106.25</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第41条～第43条 (略)</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第44条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が連合長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>2及び3 (略)</p>
--	--

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年木曾広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
-----	-----

(特定任期付職員の給与等)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号俸	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

2～4 (略)

第4条の2 (略)

(給与条例の適用除外等)

第5条 給与条例第5条から第9条まで、第11条、第3章、第4章及び第37条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第35条第1項、第40条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第35条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第40条第1項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第44条第1項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

3 (略)

第6条 (略)

(特定任期付職員の給与等)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号俸	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

2～4

第4条の2 (略)

(給与条例の適用除外等)

第5条 給与条例第5条から第9条まで、第11条、第3章、第4章及び第37条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第35条第1項、第40条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第35条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第40条第1項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第44条第1項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 (略)

第6条 (略)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年木曾広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第35条第1項、第40条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第35条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第40条第1項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第44条第1項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第35条第1項、第40条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第35条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第40条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第44条第1項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（木曾広域連合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第40条及び第44条の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1

条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第25号 令和7年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 改正事由

令和7年8月7日付の人事院勧告に基づき、一般職等の給料及び賞与の支給月数等を改正するもの。

2 改正内容

(1) 木曾広域連合職員の給与に関する条例の一部改正

- ① 一般職員の給料月額を令和7年4月1日に遡り引上げる（第5条別表関係）。
- ② 自動車等使用者に対する通勤手当の額を引上げる（第24条関係）。
- ③ 宿日直手当の額を引上げる（第34条関係）。
- ④ 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに前年対比年間で0.025月分引上げる（第40条及び第44条関係）。

一般職員の場合

区分		6月期	12月期
期末手当	R 7	1.25月（支給済）	<u>1.275月</u> （現行1.25月）
	R 8	<u>1.2625月</u>	<u>1.2625月</u>
勤勉手当	R 7	<u>1.05月</u> （支給済）	<u>1.075月</u> （現行1.05月）
	R 8	<u>1.0625月</u>	<u>1.0625月</u>

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- ① 特定任期付職員の給料月額を令和7年4月1日に遡り引上げる（第4条関係）。
- ② 木曾広域連合職員の給与に関する条例を読み替えて適用する特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに前年対比年間で0.025月分引上げる（第5条関係）。

3 施行期日

- ・ 令和7年12月1日
- ・ 給料表、通勤手当及び宿日直手当の改定は、令和7年4月1日から適用
- ・ 令和8年度以降の賞与及び通勤手当（上限100km以上）の改定は、令和8年4月1日から適用